

令和7年11月4日

組合員 各位

愛知県自動車車体整備協同組合  
理事長 平岩 晃一

## 第191回理事会並びに令和7年度第2回支部長会 合同会議議事録

日時：令和7年10月25日（土） 午後13時30分～午後16時30分

場所：日本特殊陶業市民会館 第2会議室  
名古屋市中区金山一丁目5番1号

出席者：別添名簿参照 25名  
（理事14名、支部長10名（理事兼任1名含む）、一般会員1名、事務局1名）

※ 戸澤副理事長の司会により午後13時30分開会。

理事会には14名の理事が出席しており定款45条を満たしていることから有効に成立と判断。

その後、平岩理事長が挨拶し定款48条に基づき理事長が議長となって議題を進行した。

### ○理事長挨拶

- ・本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
- ・レートが上がってきており、適正に作業を行い、お客様に理解いただき適正な対価をいただく必要がある。
- ・行政には整備士が減少し整備難民が増えてくることを説明し、適正な金額をいただき業界を安定させることが必要な状況。
- ・徐々に追い風になっている状況なので、事業で安定した収入を得ていただきたいと考える。
- ・いろいろ支部会などで、損保会社の情報、ガイドライン等勉強されていると思いますが、改めて復習していただき支部の組合員一人一人に伝わるように、まずは理事・支部長の方に今回の内容を理解し、情報を持ち帰っていただくことにより組合員さんがより良い取組みができるきっかけになればと思い、急な開催でしたが集まっていただきました。
- ・愛車協として、日車協連に対して有益な情報提供をいただくつもりで日車協連の泰楽氏に講師を依頼し講演していただく予定であったが、諸事情により実現できなかったため、泰楽氏から動画等の資料を提供していただき、それを中心に進めていきたいと考えますのでお願いいたします。
- ・本日の動画へのアクセスの方法や資料などは、後日、組合員さんへ提供できるよう準備してあるので、各事業場で使える情報をピックアップして、意見交換などしていただければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議 題：

1. 日車協連団体協約・国土交通省等のガイドライン(指針)について

※ 泰楽氏から提供を受けた動画を視聴しながら、次の内容について確認・学習を行った。

- ・団体協約の締結に向けた取組みに係る経緯
- ・車体整備事業者による適切な価格交渉を促進するための指針についての概要と内容の解説
- ・団体協約の結果についての詳細とその効果及び今後の課題

※ 一旦動画を停止し、国土交通省が車体整備業者に対しての考えやガイドラインを通達した文書その他、損保協会がこうあるべきとした指針などの文書についてなど、平岩理事長から配布資料についての説明を行った。

2. 個別交渉を含めたレート計算の重要性について

※ 戸澤副理事長から、今回の内容を再度きちんと理解していただき、持ち帰っていただいた後、支部内、特に例会などにも参加しない組合員に対して徹底していただき自社のレバーレートに反映していただくことが今回の会議の目的であるとの説明を行った後、再度動画の視聴へ移った。

※ 動画を視聴しながら、次の内容について確認・学習を行った。

- ・交渉に係る考えとレートの元になるデータについての概要説明
- ・レート計算のコツと計算後の活用法について

※ 平岩理事長から動画のURLと日車協連のホームページに掲載しているレート計算のフォーマットについての使用方法などについて説明を行った。

3. コンプライアンスチェックシート及び高度化講習の概要について

※ 飯島副理事長から、コンプライアンスチェックシートについて簡単な項目と内容に関する説明を行い、適正に事業運営を行っていくには費用は掛かるが、こういった項目を徹底したうえで損保会社等の交渉に臨んでいただきたい旨説明を行った。

4. その他

※ 長谷川副理事長から意見交換会として、出席者に対して意見等を求めた。

- ・事前に見積もりを取っていない事業者はいないと思うが、売り側が金額を決めるということが重要な事であり必ず事前見積もりを出すよう要望した。
- ・下請けの場合、レートを自社で決められないこともあるが交渉することは出来ると思う。元受けが二重価格を設定しているところがあると聞くと、動画にもあるようにこれは駄目である旨説明し、トラブルの無いように交渉していただきたい。
- ・一般のお客と保険会社の料金に差をつけるとこれも二重価格になるので駄目であるが、一般のお客を安くするという場合、レートは同じにして何パーセントを値引きするという形であれば大丈夫である。
- ・レートを上げるには、自社のレバーレートを計算したうえで上乗せ分の説明を行い価格交渉していただく。その際、今回の会議の内容をよく理解したうえで交渉に臨んでいただきたい。

- ・北支部の加藤理事から、説明の中で、レバーレートと指数対応レートの別が不明瞭である。明確に区別して説明してほしい旨要望があった。
- ・西尾支部の渡辺理事から、修正機を使うような重整備と使わないような軽整備の場合レートに差をつけても良いかとの質問があり、加藤理事からはアメリカでは作業の重さでレートを変えている。外車でも車格により工数を変えているとの意見があった。
- ・平岩理事長から、指数対応レートに修正機の減価償却分を乗せると修正機を使わない場合に不公平となるため、内板骨格修正指数の基本指数に減価償却分を乗せて計算し、保険会社とともにお客様に伝えていただくよう説明した。
- ・長谷川副理事長から、本日の動画は事業場でも見られるよう事務局から組合員あてURLを送付する予定である旨案内した。

※ 専務理事から、11月11日にも教育委員会、特認・推奨工場部会の合同研修会の案内を行った。

※ 戸澤副理事長から会議終了の宣言があり、予定していた議事すべてが終了したため、16時00分に閉会した。